

郵便局窓口での水道料金収納取扱開始のお知らせ

郵便局窓口でも水道料金を納付できるようになります。

令和3年10月から、郵便局窓口（九州内（沖縄県を除く））でも水道料金が納められるようになります。これまでご利用いただいていた取扱金融機関や水道課窓口でも利用できます。

郵便局での納付につきましては、令和3年10月以降に発行される新様式の納入通知書（㊦が表示されているもの）でのみ、お支払いができます。

※納入通知書の新しい様式は、以下の画像をご覧ください。

福岡県桂川町 水道料金 納入済通知書

福岡県桂川町 水道料金 納付書 (原符)

福岡県桂川町 水道料金 納入通知書兼領収書

納入期限が過ぎていないものに限り

【郵便局で取扱いができない納入通知書について】

次の納入通知書では、郵便局でのお支払いができませんのでご注意ください。

- ・令和3年10月より前に発行された㊦がついていない納入通知書
- ・㊦がついている納入通知書のうち、納入期限が過ぎたもの

※上記の納入通知書に関しましては、取扱金融機関及び水道課窓口にてお支払いください。